

第 5 回石巻市環境放射線対策本部会議 審議・報告・その他

提出 日：平成 24 年 7 月 23 日

担当部・課：産業部農林課〔内線 3552〕

| |
|---|
| ①件 名 |
| 農林産物の放射性物質簡易検査の実施について |
| ②施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| <p>【背景】</p> <p>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により大量に放出された放射性物質による環境汚染は、事故発生から 1 年以上経過した現在も各方面に大きな影響を及ぼしている。</p> <p>食品中の放射性物質への対応については、昨年 3 月に厚生労働省において定められた暫定規制値に適合している食品の摂取は健康への悪影響はないと一般的に評価されているものの、より一層、食品の安全と安心を確保するため、厚生労働省により食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく新たな基準値が設定され、本年 4 月 1 日から施行されたところである。</p> <p>宮城県は、昨年 3 月から県産農林産物の放射性物質の測定を開始し、同 11 月には、地方機関に簡易測定器を、また、今年 1 月には、産業技術総合センターにゲルマニウム半導体検出器を設置するなど検査体制を強化し、結果の速やかな公表を行い、これまで県民の不安解消、風評被害の防止に努めてきている。さらに、牧草、農地土壌等の放射能測定を行いながら、被害の拡大防止にも努めている。</p> <p>このような中、牧草や肉牛から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され出荷制限指示を受けたり、その他の農林産物でも出荷制限が行われるなど、県内の農林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。</p> <p>【目的】</p> <p>現在、宮城県が石巻合同庁舎で行っている農林産物の放射性物質簡易検査を補完し、市民に対して、安全で安心できる市産農林産物を安定的に供給するため、市内各地域におけるモニタリングの体制の強化を図るものである。</p> |
| ③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| <p>【根拠法令】</p> <p>食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）</p> <p>【〔震災復興基本計画との整合性 震災復興基本計画の位置付け：有・無〕】</p> <p>第 3 章 施策の展開</p> <p>施策大綱 3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる</p> <p>3 大地とともに生きる</p> <p>(1) 被災農林業への再建支援</p> |
| ④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| <p>H 23.3.17 厚生労働省医薬食品局食品安全部長の通知「放射能汚染された食品の取り扱いについて」（原子力委員会が示した指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品を食用に供さないこと。）</p> <p>H 23.3.25 宮城県が、東北大学の協力により、放射性物質の定期検査を開始した。</p> <p>H 23.11.1 宮城県が、定期検査を補完するため、各地方振興事務所、林業技術総合センターに簡易検査機器を配置し、放射性物質の簡易検査を開始した。</p> |

- H24.1.16 宮城県が、産業技術総合センターにゲルマニウム半導体検出器を配置し、これまでの東北大学の協力から県自らの放射性物質検査体制へ移行した。
- H24.3.15 厚生労働省令等の一部改正により、食品中の放射性物質の規格基準が改正され、24年4月1日から適用される。
- H24.4.17 消費者庁へ放射性物質検査機器の貸与を申請した。
- H24.4.25 消費者庁から放射性物質検査機器の貸与決定の連絡があった。
- H24.5.21 第4回石巻市環境放射線対策本部会議において、農林産物の放射性物質検査の実施予定を報告した。
- H24.7.4 「石巻市農林産物検査用NaIシンチレーション検出器の運用方針」を策定した。
- H24.7.11 消費者庁から貸与される放射性物質検査機器が、市役所本庁舎33作業室に配置された。
- H24.7.13 消費者庁主催の「放射性物質に関する北海道・東北ブロック研修会」に参加した。

⑤主な内容

主に、出荷前の農林産物を対象として、放射性物質簡易検査を実施し、その結果を公表する。

詳細については、別添「石巻市農林産物検査用NaIシンチレーション検出器の運用方針の概要」参照

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【市民への影響】

現在、宮城県が行っている検査に加え、市独自に検査し、その結果を公表することにより、さらに、市産農林産物に対する安心・安全性の確保が図られ、市民も安心して消費できるようになる。また、検査結果の公表により、農林産物の風評被害の防止にも役立つものとなる。

【市行財政の効果】

- ・ 検査に必要な消耗品等の諸費用については、今後予算要求する。
- ・ 機器の保証期間経過後のメンテナンス費用については、来年度予算要求する。
- ・ なお、検査に要した費用については、東京電力㈱へ損害賠償を請求する。

⑦他の自治体の政策との比較検討

- ・ 仙台市、白石市、角田市、丸森町、大河原町、登米市においては、市町独自に農林産物放射性物質検査を実施している。
- ・ 仙台農協は、仙台市、多賀城市、塩竈市、利府町、七ヶ浜町、松島町と協力して、独自に検査を実施している。大崎市においても、農協が検査を実施している。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

検査開始予定 平成24年7月25日

⑨その他

なし

石巻市農林産物検査用NaIシンチレーション検出器の運用方針の概要

- 機器設置の目的 市内各地域における出荷前の農林産物のモニタリング体制の強化
放射性セシウムの簡易検査
- 検査の位置づけ 検査主体は市で、市の検査計画に基づき簡易検査を実施
県が、石巻合同庁舎で行っている簡易検査を補完するもの
生産者個々の農林産物、事業者個々の商品の安全性を保証又は証明するものではないので、個別の持込み依頼には対応できない。
- 検査品目 産業部の所管にかかわる農林産物等（食品、非食品）
食品：農産物、畜産物、林産物
非食品：稲わら、たい肥、土壌、牧草など
検査の対象としない品目
米や大豆など、国の指導により県で統一的に実施する品目
既にクーラーステーション単位で定期検査を実施している原乳
- 機器の性能 検出下限値は17Bq/kg
- 検査計画 1か月単位の計画を作成
1週間におおむね15点を目安に検査
- 試料の採取 農業関係団体等に提供を依頼
- 精密検査の実施の目安 簡易検査で、国の基準値の1/2を超える場合は、精密検査を実施
(例：基準値100Bq/kgのものは、50Bq/kgを超えた場合)
- 精密検査の機関 宮城県へ依頼
- 出荷自粛の要請 簡易検査又は精密検査で、国の基準値を超えた場合、出荷の自粛を要請
- 検査結果の公表 簡易検査の結果は数値ではなく、精密検査の実施の目安を超過したか否かで公表 (例：50Bq/kgを超えたかどうか)
ただし、精密検査を行ったものは、精密検査の結果の数値を公表